

「能登半島沿岸海岸保全基本計画検討委員会」設置要綱

(趣 旨)

第1条 能登半島沿岸における、気候変動を踏まえた海岸保全のあり方の検討を行うため、「能登半島沿岸海岸保全基本計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(目 的)

第2条 気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及びこれまでの海岸保全の取組を踏まえつつ、今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、別表の委員をもって構成する。

2 学識経験者、地元代表者、国機関、地元行政等の委員は土木部長が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じて、委員の追加及び委員以外の者の参加を求めることができる。

4 委員は非常勤とし、その任期は能登半島沿岸海岸保全基本計画に関する検討が終わるまでの期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(運 営)

第5条 委員会は、委員長が必要と認める場合又は委員から要請があった場合に開催する。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が認める場合において、代理を出席させることができる。

4 会議は、原則公開して行うものとする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮り非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 委員会の総括事務局は、石川県土木部河川課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。